

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

- 認証食品の認証 (食産業振興課) 一  
○農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 一  
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 一  
○公有水面埋立ての免許出願 (水産業基盤整備課) 二  
○道路の区域変更 (三件) (道路課) 三  
○道路の供用開始 (二件) (同) 四  
○開発行為に関する工事の完了 (三件) (建築宅地課) 四  
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 四

## 告 示

- 宮城県告示第十九号  
宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 認証食品

認証 番号	品 目	申請者の氏名 又は 名 称	製造業者の名称 又は 屋 号	製造所等の所在地
二 百 四 十 一	焼きのり ・ 乾のり	有限会社アールティ コーポレーション 代表取締役 元木	株式会社渡辺海苔店 南三陸工場	本吉郡南三陸町志津川字磯の 沢百四十四一六十

百六十 類	焼き魚介	良樹
表 取 締 役	有限会社いかや 阿部秀次	有限会社いかや
一 十		牡鹿郡女川町旭が丘二一十一

## 二 認証年月日

平成二十七年十一月四日

## ○宮城県告示第二十号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要  
別冊のとおり

## 二 認可年月日

平成二十七年十一月十三日

## ○宮城県告示第千十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めなし。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

加美町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十七年十一月六日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

一 位置

第二種寄磯漁港区域内

石巻市寄磯浜前浜百十三番、百十六番に隣接する公有水面

二 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び昭和四十六年四月十五日付宮城県指令第一一四七八号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（春分秋分の満潮位（DL+1・五〇メートル）により決定）により囲まれた区域

①の地点 石巻市寄磯浜前浜百三十二番地二地内に設置された基点A（北緯三八度二三分二

二・〇秒、東経一四一度三一分三三・八秒）を基点とし、基点より二四五度二三分三九秒 八

八・八四メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二一六度二八分〇六秒 七〇・三五メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三〇六度二八分〇八秒 一二・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 三六度二八分一〇秒 七〇・〇四メートルの地点

三 面 積

八四二・三〇平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

一 位 置

第二種寄磯漁港区域内

石巻市寄磯浜前浜百十三番、百十五番、百十六番、百十八番、百二十番、百二十二番に隣接する公有水面

二 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び昭和四十六年四月十五日付宮城県指令第一一四七八号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（春分秋分の満潮位（DL+1・五〇メートル）により決定）により囲まれた区域

①の地点 石巻市寄磯浜前浜百三十二番地二地内に設置された基点A（北緯三八度二三分二

二・〇秒、東経一四一度三一分三三・八秒）を基点とし、基点より一九八度四五分三三秒 八

一・五七メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二一六度二八分一〇秒 一三七・九七メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三〇六度二八分二秒 一四四・三三メートルの地点

④の地点 ③の地点から 三六度二八分一〇秒 一六六・五六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 一二四度五九分〇三秒 六九・六〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 二一六度二三分二六秒 二五・六九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 二一六度二三分二六秒 二五・六九メートルの地点

- ①の地点 ②の地点から 一二五度一二分〇一秒 五三・六四メートルの地点
- ③の地点 ④の地点から 二四四度五七分三九秒 七・四四メートルの地点

三 面積  
二二、二三一・九〇平方メートル（施行区域）

四 埋立地の用途  
漁港施設用地

五 縦覧期間  
平成二十七年十一月十三日から平成二十七年十二月三日まで

○宮城県告示第十十三号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一〇八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大崎市鳴子温泉鬼首柏木原二番五地先から 同市鳴子温泉鬼首柏木原四番一地先まで		前	六・〇	五六・六
後		後	一八・五 二五・四	五六・六

○宮城県告示第十十四号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂八番一 地先から 同郡同町菖蒲田浜字石畑四番二地先ま で		前 A	一六・八	二二〇・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
後 A		後 B	九・〇	一五〇・〇	

○宮城県告示第十十五号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
牡鹿郡女川町石浜字高森二五番一地先 から 同郡同町石浜字崎山二七番一地先まで		前 A	一八・〇	二三四・七	上記A、B 及びCは、関 係図面に表示 する敷地の区 分をいう。
後 B		後 C	一八・〇	一四九・一	

C 六・五〇 一八三・〇

○宮城県告示第千十六号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	一〇八号	大崎市鳴子温泉古戸前八〇番地先から 同市鳴子温泉鬼首柏木原四番一地先まで	平成二十七年 十一月十五日 午後三時

○宮城県告示第千十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町石浜字高森二五番一地先から 同郡同町石浜字崎山二七番一地先まで	平成二十七年 十一月十三日

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県利府町森郷字柱田一番一、二番一の一部、三番一の一部、四番十四  
仙台市青葉区上杉二丁目一番十四号  
セルコホーム株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
白石市福岡深谷字青木五十番、五十一番、五十二番、五十三番  
仙台市青葉区八幡三丁目二番七号  
宮城十條林産株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県利府町森郷字大窪北七番百三十三、七番百三十五  
宮城県利府町森郷字大窪北七番地十三  
丹野 孝樹

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び数量 高機能マテリアル3Dプリンターシステム 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成二十八年三月十八日（金）

## 4 納入場所 宮城県産業技術総合センター

## 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ平成二十七年十一月十九日（木）午後五時までに提出すること。

## 三 入札書の提出場所等

## 1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 愛 電話〇二二一二一一三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

平成二十七年十一月十九日(木)まで2あて申し出ること。  
4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十一月十九日(木)から平成二十七年十一月二十四日(火)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年十一月二十四日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年十一月二十六日(木)午前九時から平成二十七年十一月二十七日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年十一月二十七日(金)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出する。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年十一月三十日(月)午前十時 宮城県庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : High-Functioning Material 3D Printer (1 system)

2 Deadline for Delivery : March 18, 2016 (Fri.)

3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid : November 27, 2015 (Fri), 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

Japan, Tel.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only